

国住事防第7号
令和6年7月31日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公印省略)

建築物防災週間における防災対策の推進について (令和6年度秋季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、令和6年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めました。貴職におかれても、本週間の趣旨をご理解いただくとともに、特に令和6年能登半島地震における建築物の被害状況等に鑑み、防災意識の一層の高揚のため、従来にも増して建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願いいたします。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

1. 実施期間

令和6年8月30日(金)から9月5日(木)まで

2. 建築物防災週間における取組について

(1) 住宅・建築物の耐震化の促進

わが国では、これまでも、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、多数の大地震が発生しており、また、発生 of 切迫性が指摘されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備えるため、住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。令和6年能登半島地震では多数の住宅・建築物に倒壊等の被害が発生し、耐震化の必要性が再認識され、耐震化についての社会的関心が高まっているところです。

各特定行政庁におかれては、この機会をとらえ、地域の実情に即した対策を実施できているか再点検いただき、耐震診断・改修の実施につながるよう、さらなる普及啓発、補助制度の充実、税制・融資も含めた支援制度の積極的な周知をお願いいたします。また、耐震性が不十分である住宅・建築物の所有者に対し、基本方針及び「耐震改修に関する指導及び助言について」(令和2年5月29日付け国住指第563号)を踏まえ、積極的な指導及び助言をお願いいたします。

(2) 建築物が密集する地域における防災対策の推進

令和6年能登半島地震において石川県輪島市で発生した火災では、老朽化した木造住宅等が密集している市街地において大規模に延焼し、甚大な被害が生じました。

防災・居住環境上の課題を抱えている密集市街地の早急な改善整備は喫緊の課題であり、避難路や延焼遮断帯となる道路の整備、公園等のまとまった空地の確保、共同建替や個々の住宅の建替え等による建築物の不燃化、耐震化を進めることが必要です。このため、各特定行政庁におかれては、さらなる普及啓発や積極的な周知を行い、地域住民等の理解を得ながら、密集市街地の整備改善の取組の促進をお願いします。

また、「密集市街地の改善について」（令和6年7月12日付け国都安第42号・国住市第26号）を踏まえ、老朽木造住宅が密集している、地形的な特性等により過去に大火が起きたことがあるなど、大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地がないか、改めて確認をお願いします。

上記のための調査や、密集市街地の整備改善のためのハード及びソフト対策を行う場合、防災・安全交付金等の支援制度を活用することが可能です。

(3) エスカレーターへの安全な利用の周知

エスカレーターにおける歩行やカートなどを使用した利用には、利用者自身がバランスを崩して転倒する、カートのひっかかりにより転倒する、他の利用者と接触をして転倒させてしまうといったリスクが考えられます。エスカレーターの利用にあたっては、立ち止まって利用する、手すりを持つ、ベビーカーやシルバーカーなどを使用して乗らないということが必要です。そのため、国土交通省では、関係機関等と連携し、全ての方が安心してエスカレーターを利用できるよう、安全な利用を促す周知活動に努めています。平成28年2月に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」においても、利用者に安全な利用を促すことを所有者・管理者の責任として明記しております。

また、エスカレーターにおける利用者の転倒などの事故発生時の初動対応として、エスカレーターを速やかに停止させることも必要です。

各特定行政庁におかれては、これらの内容をご理解の上、積極的な周知をお願いします。

(4) 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査し必要な指導を実施するなどの取組の推進をお願いします。

(5) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を利用して、広報活動を展開し、各事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的な普及啓発をお願いします。

(6) 関係部局及び関係団体との連携

建築物防災週間の実施に当たっては、消防や警察、環境、福祉等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調し十分な効果を上げるようお願いします。

3. その他防災・安全確保に関する取組について

2. に示す取組のほか、建築物の防災対策に関する取組を【別添】に記載していま

すので、建築物防災週間における取組の参考としてください。

また、特定行政庁から国土交通省に報告のあった建築物や昇降機等の事故の概要については国土交通省ホームページで公表するとともに、事故の事例や対策について国土技術政策総合研究所で整理のうえで公開していますので、これらも必要に応じ、取組の参考としてください。

- ・建築物等の事故の概要（国交省）：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html
- ・建物事故予防ナレッジベース（国総研）：<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>

4. 建築物防災週間の実施結果等の報告

各特定行政庁において防災週間中に独自に実施された取組みで、建築物所有者等の行動変容につながったと考えられる取組事例などがございましたら、様式を問わずご報告ください。有効な取組について横展開を図るとともに今後の取組の参考としたいと考えています。

5. 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物事故調査・防災対策室 小林
電話 03-5253-8111（内線 39569）